平和運動が近代国家への突破口としてもたら

Joachim Gernhuber,
Die Landfriedensbewegung
in Dentschland bis zum
Mainzer Reichslandfrieden von 1235,

Bonn 1952

中世のいわゆる平和運動が、その歴史的意中世のいわゆる平和運動が、その歴史的意味に於いて、近代の国家権力確立のための有別における国家権力の形成」史学雑誌第六二編第二号所収論文)によつて注目された所であるが、これと略々時を同じくして出現したがルンフーベルの前掲書も亦、平和運動のかかる意味を高く評価し、主として法制史的側面から、近代国家への移行期を彩る平和運動が、その歴史的意味格を究明することを主限としている。の性格を究明することを主限としている。の性格を究明することを主限としている。の性格を究明することを主限としている。の性格を究明することを主限としている。

りの見解をここに述べてみたい。 学私講師の手になる本書は、その他にも種々 で、今一度その大要を紹介し、ついで、私な の重要な問題をはらんでいると考えられるの のであると指摘されているが、新進のボン大 の性格は当然にゲルンフーベルを支持するも 9 に対する契約違反という面から考察せんとし 第五十二回大会 西洋 史部会で 報告されてお して、宣誓には副次的な意味しか認めていな からのアクティヴな「平和令」発布を重要視 動をかかるものとして捉えず、国家権力の側 集団契約とすることによつて、もつばら、集団 動を、平和運動の本質を関係者の宣誓による いことは、すでに石川武氏によつて、史学会 た堀米教授に対し、ゲルンフーベルが平和運 さんとした、いわゆる職権による裁判権の発 「平和の醬」 Cottes- u. Landfriedenseid

~

表題の示す通りに、一二三五年のフリーiche Abhandlungen)第四四冊にあたる本書iche Abhandlungen)第四四冊にあたる本書

friede landfriede, Friedrich 1.; 1156 Provinziallandfriede; 1158 Ronkalischer Land wäbischer Provinziallandfriede; 1152 Reichs Reichslandfriede, Konrad III.; 1152 landfriede, Lothar v. Supplinburg; rischer Provinziallandfriede; 1135 Reichs friede, Lothar v. Supplinburg; 1127 Bay landfriede, Heinrich V.; 1125 Reichsland Reichslandfriede, Heinrich V.; 1125 Reichs 1119 Reichslandfriede, Heinrich V.; 1121 heim; landfriede; 1105 Reichsgottesfrieden v. Nord scher Provinziallandfriede; 1094 Bayrischer ドリッヒ二世の 「帝国平和令」 までを対象 Heinrich IV; 1104 Schwäbischer Provinzial Provinziallandfriede; 1103 Reichslandfriede Provinziallandfriede; Mainzer Reichsgottesfrieden; 1093 Schwäbi-Gottesfrieden; 1083 Kölner Gottesfrieden; としたもので、 1084 Sächsischer Provinziallandfriede; 1085 1105 Konstanzer Gottesfrieden für Deutschland und Italien, Fried 主として、1082 1094Bayrischer Elsässischer Lüttiche

(405)

rich 1.; 1171 Landfriede im Hennegau; 1179

Rheinfränkischer

Provinziallandfriede; 1186

×

×

九六

ΙV.; Verbrechen Der Ubergang zur peinlichen Strafe; Land-Landfriedenseid; Die Aktivierung der Masse; Der Geltengsgrund Gottesfrieden als densbestrebungen des 11. Jahrhunderts dfriedensbewegung im Deutschland; Die Frie の成果を、Die geistige Grundlagender Lan 体的性格を究明することによつて、筆者はそ Reichslandfriede, um 1233 1229 Landfriede für das Fürstbistum Brixen; Treuga Henrici. 1223 v. Schwaben; 1208 Reichslandfriede, im Hennegau; 1207 Reichslandfriede, Philipp Brandstifterbrief, Friedrich 1.; 1200 Landfriede Reichslandfriede, 1221 Sächsischer Provinziallandfriede Sächsischer Provinziallandfriede; 1224 und der Fehde; Landfrieden und Auftreten Landfriede im Elsass; の九章に分けて、叙述してい Vorstufe der Landfrieden; Friedrich III. における具 Provinziallandfriede für? Heinrich (VII.); der der Landfrieden; Gottesfrieden; 1235 Otto 1234 Der Die bis

度の規制を加えて、国家との関係を強化せん らすものではなく、単に Sippe権力にある程 域や人物に対する王の保護 (Königsschutz)も Fehde に代る贖罪金授受の強制や、一定の地 時代の Fehde克服運動の一環と考えられる、 Fehde は、理論的には、国家の側から見て、 い法秩序を確立するためには、何らかの形で かかる Sippe権力に対して勝利を得て、新し とするものにすぎなかつた。従つて、国家が 亦、本質的にはかかる権力構造に変革をもた 否定されるべき対象にはならない。フランク り、合法的な Sippe 権力の発現たるいわゆる 質的には全く異つた要素から形成されて居 られる。従つて、かかる二重の構造は、夫々 権」の如きものも、 Staat から Sippe に委任 あつては、 Sippe と Staat は権力のトレーガ されたものでなく、Sippe 固有の原理と考え 質から叙述を進める。もともとゲルマン人に リーデン運動の精神的原理」は、中世法の特 ーとしては平等の立場に立つもので、「復讐 先ず、第一章「ドイッに於けるラント・フ 根本的な理念の転換(Ideenwandel)が必

×

Х

続的発展を遂げたものでなく、「神の平和」といつて、「神の平和」以前に、平和への経済的なものに留まつて立法性を欠いていた散発的なものに留まつて立法性を欠いていた散発的なものに留まつて立法性を欠いていたがために、慣習法への信頼の根強い当時にあがために、慣習法への信頼の根強い当時にあがために、慣習法への信頼の根強い当時にあがために、慣習法への信頼の根強い当時にあがために、でいたがながながない。第二章の企図が全然なかつた。かかるデッドロックを打破するのは、その立法を「神による」とした「神の平和」以前に、平和へのといつて、「神の平和」以前に、平和へのといつて、「神の平和」以前に、平和へのといつて、「神の平和」以前に、平和への

る。

ら。 応の断絶が主張されなければならないのであ による新しい理念の導入及びそれ以前との一

×

観点から叙述される。
観点から叙述される。
観点から叙述される。

の Friedensmilizen の如きものを確かめるこの Friedensmilizen の如きものを確かめるこの Friedensmilizen の如きものを確かめるこの Friedensmilizen の如うしたがためで、ドイッにした、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、は、誓約の強制という事実が先行しており、というのと確かのではない。この場合、大衆の力にかからである。更に、この場合、大衆の力にかからである。更に、この場合、大衆の力にかからである。ドイッにおいては、フランスの農民出身る。ドイッにおいては、フランスの農民出身る。ドイッにおいては、フランスの農民出身なりでは、

考えられる。

なものでなく、

単に deklaratorisch なものと

が出来る。 加については、幾多の史料的裏付を見ることとは出来ないが、大衆の「神の平和」への参

なされなければならなかつたのである。 素を払拭した後、成立期の近代国家によつて かもしれないが、その完成は逆に、教会的要 ば、教会は平和運動に新しい原動力を与えた 主的な形成物と考えられるからである。いわ 不可分に結び付いて居り、ラント・フリーデ い。ラント・フリーデンと近代国家の成長は の漸進的世俗化として捉えるのは正しくな ト・フリーデンの成立過程を、「神の平和」 に帰着するものではあるが、といつて、ラン このことは勿論、世俗刑罰と教会刑罰の差異 おいては、はつきりした対照を示していた。 るにも拘らず、そこで利用される刑法組織に は、その対象とするものは極めて類似してい ンの持つ新しい司法制度は、かかる国家の自 所で、ラント・フリーデンと「神の平和」

×

X

の基礎的な問題の考察が進められる。 適用根拠」で、ラント・フリーデンについてついで、第四章の「ラント・フリーデンの

ラント・フリーデンの場合も、「神の平和」ラント・フリーデンの場合も、「神の平和」と同じく、その成立の根拠は、契約的な宣誓と同じく、その成立の根拠は、契約的な宣誓にを持ったのは、わずかの少数者のみであって、ラント・フリーデンの設立に関するあらゆることに貴ての住民ではなかったこと、第二には、個人の誓約に重点があれば当然成立する筈の、政治的国境を越える広汎なラント・フリーデンの動は当時一度も出現していないことがその理由として挙げられる。宣誓の強制が存在し理由として挙げられる。宣誓の強制が存在し理由として挙げられる。宣誓の強制が存在し理由として挙げられる。宣誓の強制が存在したり、罰則の規定が si quis"(若し誰かが)と漠然たる表現でなされていることも、カット・フリーデンのかかる本質を示すものラント・フリーデンのかかる本質を示すものラント・フリーデンの場合も、「神の平和」

だ平和理念に従って、一番はじめに出現したて、 Provinziallandfriede、 Reichslandfriede にて、 Provinziallandfriede、 Reichslandfriede にて、 Provinziallandfriede、 Eの参加のあるものと、そうでない純粋のものとに分類される。と、そうでない純粋のものとに分類される。

九七

哥

評

リトリウム形成の蔭にかくれてしまうのでありトリウム形成の蔭にかくれてしまうのである。この間、 Reichsfriede は、 となるのである。この間、 Reichsfriede は、 となるのである。この間、 Reichsfriede は、 ななるのである。この間、 Reichsfriede は、 なたされた Prorinziallandfriede で、それが 中に、帝国全域にわたる新たな立法として登 下に、帝国全域にわたる新たな立法として登 場することもあるが、結局は下層の住民の中 に充分な根をおろすことが出来ず、新しいテ

×

る。

かくの如く、ラント・フリーデンにおける 宣誓の意義が必ずしも一次的なものでないと 宣誓の意義が必ずしも一次的なものでないと すれば、それを如何に解したらよいであろう か。第五章の「ラント・フリーデン宣誓」は このことを叙述の対象とする。 先ず、誰が何を誓ったかが問題となるが、 宣誓者の範囲については別段の定めはない。 "musquisque, " omnium locorum primatibus et plebeis, " divitibus et pauperibus " な どの言葉で現わされるように、それは下層の どの言葉で現わされるように、それは下層の

る。

客観的に決っているという事実である。し、又、時には、ドイツ王すら自身宣誓をなし、又、時には、ドイツ王すら自身宣誓をなし、又、時には、ドイツ王すら自身宣誓をなし、又、時には、ドイツ王すら自身宣誓をな

和運動に動員せんとの理念が存在すると考え をの Hand oder Sühnfrieden や Untertaneneid らの Hand oder Sühnfrieden や Untertaneneid に由来するものではなく、 Schwurbruder に に由来するものではなく、 Schwurbruder に に由来するものではなく、 Schwurbruder に ではなしに 「神の平和」 を契機とする、平 ではなしに 「神の平和」 を契機とする、平 ではなしに 「神の平和」 を契機とする、平 ではなしに 「神の平和」 を契機とすると考え

では、宣誓を拒否したものは、いかなる理をは同じような敵と観念されていたのであらか。 ここで著者は、 宣誓拒否の中に、 というが。 ここで著者は、 宣誓拒否の中に、 というが。 ここで著者は、 宣誓拒否の中に、 というが。 ここで著者は、 宣誓拒否の中に、 というないのであ は、 こは というないのであ

る。

九八

•

×

近代国家権力形成の機運が未だ充分に熟していなかった当時にあって、ラント・フリーていなかった当時にあって、ラント・フリーて、大衆の動員(die Aktivierung der Masse)で、大衆の動員(die Aktivierung der Masse)がある意味を以て叙述されている。かる意味を以て叙述されている。

このような性格を持つラント・フリーデン

もともと、「神の平和」に於いては、一応は、従来の世俗権力と関係なしにその理念のは、従来の世俗権力と関係なしにその理念の地位が高く評価されなければならなかったので、そこでは新しい司法権のトレーガーとしての人民では新しい司法権のトレーガーとしての人民では新しい司法権のトレーガーとしての人民では新しい司法権のトレーガーとしての人民では新しい司法権のトレーガーとしての人民では新しい司法権のトレーガーとはないにしても、中はり、その成功不成功は、人民の動員如何にかかって居り、Friedbrecherの追求にあたにかかって居り、Friedbrecherの追求にあたにかかって居り、Friedbrecherの追求にあたにかかって居り、Friedbrecherの追求にあたにかかって居り、Friedbrecherの追求にあたにかかって居り、Friedbrecherの追求にあた。

は、当時、農民の武装禁止が匪々くり返され「大衆の動員」に関連して問題となるの

であるとする。

,

×

の移行」はこのことを問題とする。 対照に立つものであった。第七章の「体刑へ主とした点で、従前の贖罪金制度とは著しい主とした点で、従前の贖罪金制度とは著しい

ラント・フリーデンとは関係なしに、当時のは、古来幾多の学説が夫々の説明を与えていは、古来幾多の学説が夫々の説明を与えていな、 古来幾多の学説が夫々の説明を与えている。 いわゆる水平化運動によって、元来は不る。 いわゆる水平化運動によって、元来は不る。 いわゆる水平化運動によって、元来は不め、 如何なる因由に基いているかについてが、如何なる因由に基いているかについてが、如何なる因由に基いているかについてが、如何なる因由に基いているかについてが、如何なるとは関係なしに、当時のが、如何なるとは関係なしに、当時ののでは別を表している。

bruchtheorie などがそれである。 をないないでは、ラント・フリーデン宣にとの学説、更には、ラント・フリーデン宣にとの学説、更には、ラント・フリーデン宣にとの学説、ゲルマンはないにはないでは、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマンは、

けれども、ラント・フリーデン以前の実質 けれども、ラント・フリーデン以前の実施をしての刑法の中に、その体刑の淵源を求めるこれらの学説の何れも、ゲルンフーベルめるこれらの学説の何れも、ゲルンフーベルのる、「大衆の動員」によって変革を受けた刑ろ、「大衆の動員」によって変革を受けた刑るからである。「神の平和」との関連が密接なラント・フリーデンに於いて、体刑への移たラント・フリーデン以前の実質だがより濃厚なのも、かかる推定を可能なら行がより濃厚なのも、かかる推定を可能なら行がより濃厚なのも、かかる推定を可能ならした。

. .

×

リーデンとフェーデ」の課題である。 リーデンとフェーデ」の課題である。 いであろうか。これが、第八章「ラント・フリーデン運動の進展の前に、如何なる変容を遂げた のであろうか。これが、第八章「ラント・フリーデ

Rehde の行使が合法的であるにした所で、Rehde の行使が合法的であるにした所で、農民や市民の場合には、その内でも精かった。従って、中世国家が近代への移行期かった。従って、中世国家が近代への移行期現実には、それは上層階級のみのなし得る所現実には、それは上層階級のみのなし得る所現実には、それは上層階級のみのなし見方で、

けれども、中世国家の Ritterfehde に対する関いは、決して輝かしい勝利の連続ではなかった。強力な司法制度の確立があってはじかった。強力な司法制度の確立があってはじめて、 このことが可能になるにも 拘らず、めて、 このことが可能になるにも 拘らず、めて、 このことが可能になるにも 拘らず、めて、 このことが可能になるにも 拘らず、お後の栄冠をテリトリウム領主に必ず、最後の栄冠をテリトリウム領主に対すに基くと考えられる。

Fehde に対する闘いにおいて、ラント・フリーデンは三つのグループに分けられる。国リーデンは三つのグループに分けられる。国リーデンは三つのグループに分けられる。国リーデンは三つのグループに分けられる。国リーデンは三つのグループに分けられる。国リーデンは三つのグループに分けられる。国

書

評

は、種々の形での武装禁止が採り上げられてりすることに重点が置かれ、第三のものでは、Fehde の行使に種々の手続上 フの制限を加えたり、婦女子、教会関係者、農 客の計ることに重点が置かれ、第三のもので かけることに重点が置かれ、第三のもので かけることに重点が置かれ、第三のもので かりすることに重点が置かれ、第三のもので かりすることに重点が置かれ、第三の場合に対しては、Fehde の様という。

.

いる。

かったことが注意されなければならない。ような明確な原理は、当時未だ存在していな察を進める。唯、これらの体刑を統一づけるアリーデンの刑罰組織について、具体的な考フリーデンの刑罰組織について、具体的な考に国家に対する罰金、追放刑など、ラント・に国家に対する競罪金でなくし印刑、答刑、被害者に対する贖罪金でなくし

×

ちえられた紙数がつきたので、果して著者の真意を充分に尽し得たかどうか疑問であるの真意を充分に尽し得たかどうか疑問であるの真意を充分に尽し得たかどうか疑問であるの真意を充分に尽し得たかどうか疑問である

せない。

ø

000

て、きわめて與味深い。
における学界の史料操作の傾向とも相応し記などの記述史料を援用している点も、最近記などの記述史料を援用している点も、最近の分析検討に終始する丈でなく、諸処に年代あたって、いわゆる公文書に属する「平和令」

唯、この書物の重要な特色となっている、 平和運動を「宣誓契約でなく上からの法令」 として提えるいき方について一言したい。 たしかに石川氏も指摘されたように、こう した把握は、近代国家成立との関連を、より スムースに理解する所以であるのはいうまで スムースに理解する所以であるのはいうまで スムースに理解する所以であるのはいうまで まない。この点に関連して、法制史的には、 ラント・フリーデンの一つの特殊な形態たる 中世都市の成立にあたっても、現在の場合と 中世都市の成立にあたっても、現在の場合と 中世都市の成立にあたっても、現在の場合と

平等は一つの想定にすぎないのであるから、原理を本旨とする近代法の場合でも、法律的進めるのは、若干の危険なしとしない。契約

う事実があったなどの理由から、

単に理念的 ラント・フリーデン麾下のあらゆる住民が必 を自らの平和運動に利用しなければならなか 和令」発布の主体者となった国家が、いかな torischであったかということだけでなく、「平 おける宣誓が konstruktiv であったかdeklara-どうか一考を要するからである。平和運動に を全面的に否定することは、果して正しいか なものにすぎない、平和運動の宣誓契約原理 ずしも宣誓していないこと、宣誓の強制とい を覚えざるを得ない。 今後、その学説をいかに展開されるかに興味 ルとは対蹠的な見解をとられる堀米教授が、 なのではあるまいか。この点、ゲルンフーベ ったか、具体的転機を明らかにするのが必要 る理由で、また、いかにして、こうした宣誓

○○六五頁・邦価一八八○円)

て巻を閉じている。

——鳙田 瓊込 Wilfred Smith , An Economic Geograhhy of Great Britain,

著者は現在リヴァプール大学専任講師の職

にあり、他にも Geography and the Location of Iudustry, 1951. の著書を持つ経済地理学の新進学徒である。

英国経済に於ける海外貿易の意味が論ぜられて 大別して二部に分れ、英国経済の成立史には大別して二部に分れ、英国経済の成立史には大別して二部に分れ、英国経済の成立史には大別して二部に於ては先ず農業を、次いで工業る。第一部に於ては先ず農業を、次いで工業もの項目が細分されて、耕種農業・牧畜業れらの項目が細分されて、耕種農業・や畜業でおいの項目が細分されて、耕種農業・や畜業でおいの項目が細分されて、耕種農業・や畜業である。第一部に於ては更にそれらの項目が細分されて、耕種農業・や畜業である。第一部に於ては更にそれらの項目が細分されて、耕種農業・や畜業である。第一部に於て扱われる地理的範囲は題名の示本等に対している。

々複合せる要素によって構成される為、分析 は経済生活の分布類型や構造類型を分析する ことを使命とすると主張する。而して経済生 ことを使命とすると主張する。而して経済生 であるとし、具体的に 理学を構成する一要素であるとし、具体的に 理学を構成する一要素であるとし、具体的に

対象であるとするのである。とする。ところでこの様な事象は、社会現象の中に於てそれぞれ或る一定の動きを示するのであり、この様な働きとして認識される経のであり、この様な働きとして認識される経のであるところでこの様な事象に広く求むべきである

の様な理解の仕方は、理論的には先史時代に して強く要請されて来るのである。そしてこ に見られる様な歴史的な見解が必須の要素と 域の把握と雖もこの様な変化の過程を把えず めて複雑な地域的変異を示して居り、経済地 このプロセスは英国経済の全域にわたって極 は常に或るプロセスを持っているのである。 る地域的な変動の惹起など、その発展の仕方 域的分布を示す場合や、それ自らの進歩によ 示す様に、それぞれ、中世と殆んど変らぬ地 みられる製粉機の分布と極めて著しい対照を のローラー製粉機も、一九世紀初頃の村落に 製鉄業と完全に異つた分布型を示し、又今日 用の製鉄業が、その先駆的な形態である木炭 世のそれに正確につながる反面、コークス利 には不可能である。この様な立場から第一部 例えば二〇世紀の耕種農業は多くの点で中

(411)

基